

参議院議院運営委員会會議録第十号

昭和六十三年十一月二十一日(月曜日) 午前九時三十分開会

委員の異動

十一月九日

辞任

杉元 恒雄君

補欠選任

田辺 哲夫君

出席者は左のとおり。

委員長

嶋崎 均君

井上 裕君

高木 正明君

柳川 覺治君

鈴木 和美君

浜本 万三君

鶴岡 洋君

橋本 敦君

橋本孝一郎君

大塚清次郎君

木宮 和彦君

久世 公堯君

佐藤謙一郎君

斎藤 文夫君

陣内 孝雄君

田辺 哲夫君

高橋 清孝君

高平 公友君

松浦 孝治君

山口 哲夫君

猪熊 重二君

香脱タケ子君

議長 土屋 義彦君

副議長 瀬谷 英行君

衆議院議員

議院運営委員長 三塚 博君

政府委員

内閣官房副長官 小沢 一郎君

科学技術政務次官 竹山 裕君

環境政務次官 石井 道子君

厚生政務次官 長野 祐也君

運輸政務次官 久間 章生君

郵政政務次官 白川 勝彦君

労働政務次官 浦田 勝君

自治政務次官 森田 一君

事務局側

事務総長 加藤木理勝君

事務次長 佐伯 英明君

議事部長 戸張 正雄君

委員部長 辻 啓明君

記録部長 小野 博行君

警務部長 黒澤 隆雄君

庶務部長 菅野 清君

管理部長 長谷川光司君

渉外部長 波多野裕造君

衆議院事務局側

委員部長 池田 稔君

衆議院法制局側

第一部長 和田 文雄君

本日の會議に付した案件

○原子力委員会委員の任命同意に関する件

○公正取引委員会委員の任命同意に関する件

○公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

○公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

○公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

○運輸審議会委員の任命同意に関する件

○電波監理審議会委員の任命同意に関する件

○労働保険審査会委員の任命同意に関する件

○地方財政審議会委員の任命同意に関する件

○議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本會議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件

○議案の付託委員会に関する件

○本日の本會議の議事に関する件

○委員長(嶋崎均君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

○委員(長野祐也君) 公害健康被害補償不服審査会委員、電波監理審議会委員、労働保険審査会委員及び地方財政審議会委員の任命同意に関する件を議題といたします。

○政府委員(竹山裕君) 原子力委員会委員向坊隆君は十一月二十八日任期満了となりますが、同君を再任したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五條第一項の規定により、両議院の同意を求めたいので、提出いたしました。

○政府委員(久間章生君) 運輸審議会委員隅健三君は十一月二十八日任期満了となりますが、同君を再任したいので、運輸省設置法第九條第一項の規定により、両議院の同意を求めたいので、提出いたしました。

○委員(嶋崎均君) 次に、環境政務次官石井道子君。

○政府委員(石井道子君) 公害健康被害補償不服審査会委員太田壽郎及び山本秀夫の両君は十一月二十八日任期満了となりますが、両君を再任したいので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三條第一項の規定により、両議院の同意を求めたいので、提出いたしました。

○委員(嶋崎均君) 次に、厚生政務次官長野祐也君。

○政府委員(長野祐也君) 社会保険審査会委員大谷藤郎君は十一月二十八日任期満了となりますが、その後任として中澤幸一君を任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定により、両議院の同意を求めたいので、提出いたしました。

○委員(嶋崎均君) 次に、運輸政務次官久間章生君。

○政府委員(久間章生君) 運輸審議会委員隅健三君は十一月二十八日任期満了となりますが、同君を再任したいので、運輸省設置法第九條第一項の規定により、両議院の同意を求めたいので、提出いたしました。

○委員(嶋崎均君) 次に、郵政政務次官白川勝彦君。

○政府委員(白川勝彦君) 電波監理審議会委員田

を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに同意されますようお願いいたします。

○委員長(嶋崎均君) 次に、環境政務次官石井道子君。

○政府委員(石井道子君) 公害健康被害補償不服審査会委員太田壽郎及び山本秀夫の両君は十一月二十八日任期満了となりますが、両君を再任したいので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三條第一項の規定により、両議院の同意を求めたいので、提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御同意されますようお願いいたします。

○委員長(嶋崎均君) 次に、厚生政務次官長野祐也君。

○政府委員(長野祐也君) 社会保険審査会委員大谷藤郎君は十一月二十八日任期満了となりますが、その後任として中澤幸一君を任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定により、両議院の同意を求めたいので、提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御同意されますようお願いいたします。

○委員長(嶋崎均君) 次に、運輸政務次官久間章生君。

○政府委員(久間章生君) 運輸審議会委員隅健三君は十一月二十八日任期満了となりますが、同君を再任したいので、運輸省設置法第九條第一項の規定により、両議院の同意を求めたいので、提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御同意されますようお願いいたします。

○委員長(嶋崎均君) 次に、郵政政務次官白川勝彦君。

○政府委員(白川勝彦君) 電波監理審議会委員田

淵節也君は十一月二十八日任期満了となり、後任として神谷健一君を任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定により、両議院の同意を求めため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに同意されますようお願いいたします。

○委員長(嶋崎均君) 次に、労働政務次官浦田勝君。

○政府委員(浦田勝君) 労働保険審査会委員高橋久子君は近く辞任する予定であります、その後任として山田正美君を任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により、両議院の同意を求めため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御同意されますようお願いいたします。

○委員長(嶋崎均君) 次に、自治政務次官森田一君。

○政府委員(森田一君) 地方財政審議会委員知野虎雄、胡子英幸、木下和夫、松島五郎及び山本成美の五君は十一月二十八日任期満了となり、胡子英幸、木下和夫及び山本成美の三君を再任し、知野虎雄及び松島五郎の両君の後任として荒尾正浩及び皆川迪夫の両君をそれぞれ任命したいので、自治省設置法第七条第二項の規定により、両議院の同意を求めため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御同意されますようお願いいたします。

○委員長(嶋崎均君) たいだいま説明の人事案件について、これより採決を行います。

まず、原子力委員会委員、公正取引委員会委員、公害健康被害補償不服審査会委員のうち太田壽郎君、運輸審議会委員、電波監理審議会委員及び地方財政審議会委員のうち胡子英幸君、木下和夫君、皆川迪夫君及び山本成美君の任命について同意を与えることに賛成の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(嶋崎均君) 多数と認めます。よって、本件は同意を与えることに決定いたしました。

次に、公害健康被害補償不服審査会委員のうち山本秀夫君、社会保険審査会委員、労働保険審査会委員及び地方財政審議会委員のうち荒尾正浩君の任命について同意を与えることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(嶋崎均君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(嶋崎均君) 次に、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者から趣旨説明を聴取いたします。衆議院議院運営委員長三塚博君。

○衆議院議員(三塚博君) たいだいま議題となりました議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして提案の趣旨を御説明申し上げます。

現在の議院証言法は昭和二十二年に制定されたものであります。制定当初、多数の証人を喚問して諸問題の調査に当たつたのでありますが、しばしば、証人の人権に対する配慮が必要であるとの指摘を受けていたのであります。

昭和五十一年のロッキード問題に関する証人喚問を契機といたしまして、議院証言法の整備が強く指摘されるようになり、衆議院の議院運営委員会及び議会制度協議会等で、同法の改正について協議が行われることになったのであります。

この問題は、衆議院法務委員会に調査を委託され、昭和五十五年四月には報告書が議院運営委員会に提出されました。昭和五十七年六月には、議会制度協議会の中に議院証言法改正小委員会を設け、各党間で合意した事項と合意されない事項を整理するなど、十九回に及ぶ協議を続けてまいつたのであります。

さらに今国会には、衆議院予算委員会を初め税

制問題等に関する調査特別委員会において証人出頭要求問題がしばしば論議され、同法改正問題が改めて提起されるに至りました。

去る八月十日及び十一月十日、原衆議院議長から議院運営委員会に対し、議院証言法改正問題について協議を進めるよう要請があり、議院運営委員会におきましては、本問題について精力的に協議を行つたのであります。

去る十六日の議院運営委員会におきまして、委員会提出の法律案と決定し、翌十七日の衆議院本会議において自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合四党の賛成を得まして可決した次第であります。

その主な内容について、簡単に御説明申し上げます。

まず第一に、証人が疾病その他の理由により議院に出頭することが困難な場合、特に必要となるときに限り、議院外で証人尋問を行えるようにしようとするものであります。

第二に、証人を喚問するに当たっては、国内にある者については五日、外国にある者については十日前までに、あらかじめ証言を求め事項等を通知するようにしようとするものであります。

第三に、証人は許可を得て、補佐人(原則として弁護士)を選任することができるものとし、補佐人は、証人の求めに応じ、宣誓及び証言の拒絶に関する事項に関し、助言することができるようにしようとするものであります。

第四に、証人に対して宣誓前に、宣誓拒絶、証言拒絶の権利及び罰、偽証の罰を告知しなければならぬものとするものであります。

第五に、宣誓及び証言拒絶権等に関する民事訴訟法の準用を改め、刑事訴訟法等に準じた規定を設けようとするものであります。

第六に、証言を求め事項と無関係な尋問、威嚇的または侮蔑的な尋問等と認めるときは、尋問事項を制限することができるようにしようとするものであります。

第七に、証人に対する尋問中の撮影は、許可し

ないことにしようとするものであります。

第八に、偽証罪等の告発をするには、出席委員の三分の二以上の多数による議決を要するようしようとするものであります。

その他、証人等の被害給付及び証人威迫に対する処罰規定を設けようとするものであります。

なお、本案は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとし、あわせてその他所要の規定の整備を行うこととするものであります。

御承知のとおり、議院証言法改正問題は、長年にわたる懸案事項でありました。今回、各党互譲の精神で合意を見まして、送付した次第であります。

何とぞ、御審議の上、御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(嶋崎均君) 本件に対し意見開陳の申し出がございませぬ。橋本敦君。

○橋本敦君 私は、日本共産党を代表して、議院証言法改正案に反対の意見を述べます。

まず、リクルート問題等の解明のためには、現行法の適正な運用により証人喚問は十分に行うことができるのであります。次の点で私どもは本改正案に反対する次第であります。

まず、委員会で証人に対する告発を出席委員の三分の二以上の多数の議決によるとしていた点は、憲法第五十六条二項が、両議院の議事は、特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決すると、こう定めてありますから、この点から憲法に抵触する疑いのある規定と言わざるを得ません。

また、これは議院の本会議では過半数の議決で告発ができるわけでありませぬから、これも矛盾し、法律上の整合性も欠くこととなつておるのであります。

そして、証人の偽証があると認められても三分の二以上の賛成がなければ告発ができないとする結果、真実の解明が困難になるおそれもありま

さらに、とりわけ重大なことは、テレビ等での録画、中継の報道を全面的に禁止して、写真撮影を尋問開始前の頭撮りに限定する問題であります。

国政調査権の発動による証人喚問は、公開の原則に基づき国会が国政上重要な事実の解明を国民から負託された権能に基づいて行うもので、テレビ中継の禁止などは国民の知る権利、これを奪い、報道の自由を著しく侵害するものと言わざるを得ません。

以上が本法案に反対する基本的理由であります。

○委員長(嶋崎均君) これより採決を行います。本案に賛成の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手)
○委員長(嶋崎均君) 多数と認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと多数をもつて決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり)
○委員長(嶋崎均君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(嶋崎均君) 次に、本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件を議題といたします。

去る十六日、衆議院から送付されました税制改革法案、所得税法等の一部を改正する法律案、消費税法、地方税法の一部を改正する法律案、消費税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案、以上六法案につき、本日の本会議において趣旨説明を聴取することについてお諮りいたします。

税制改革法案外五法律案につき、本日の本会議において趣旨説明を聴取することに賛成の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手)
○委員長(嶋崎均君) 多数と認めます。よって、さよう決定いたしました。

ただいま趣旨説明を聴取することに決定いたしました税制改革法案外五法律案につきまして、本日の本会議で質疑を行うこととし、自由民主党及び日本社会党・護憲共同のおの一人三十分、公明党・国民会議一人二十分、日本共産党及び民社党・国民連合のおの一人十五分の質疑を順次行うことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり)
○委員長(嶋崎均君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

また、理事会において協議いたしました結果、去る十八日、衆議院から送付されました畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び肉用子牛生産安定等特別措置法案につき、本日の本会議においてその趣旨説明を聴取することにも、日本社会党・護憲共同一人十五分、公明党・国民会議一人十分の質疑を順次行うことに意見が一致いたしました。

理事会申し合わせのとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり)
○委員長(嶋崎均君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(嶋崎均君) 次に、議案の付託委員会に関する件を議題といたします。

去る十六日、衆議院から送付されました税制改革法案、所得税法等の一部を改正する法律案、消費税法、地方税法の一部を改正する法律案、消費税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案、以上六法律案を税制問題等に関する調査特別委員会に付託することについてお諮りいたします。

税制改革法案外五法律案を税制問題等に関する調査特別委員会に付託すべきものと決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手)
○委員長(嶋崎均君) 多数と認めます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長(嶋崎均君) 次に、本日の本会議の議案に関する件を議題といたします。

○事務総長(加藤木理勝君) 本日の議事は、冒頭日程第一 国家公務員等の任命に関する件でございます。原子力委員会委員外七委員計十三名の任命について同意を求めさせていただきます。採決は、お手元の資料のとおり三回に分けて行います。

次に、先ほど本委員会において議いたしました議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案の緊急上程でございます。まず、本案を日程に追加して議題とすることを異議の有無をもつてお諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長から報告の後、採決いたします。

次に、税制改革法案、所得税法等の一部を改正する法律案、消費税法、地方税法の一部を改正する法律案、消費税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨説明でございます。まず、日程に追加して提出者の趣旨説明を求め、宮澤大蔵大臣及び梶山自治大臣から趣旨説明があり、これに対し、加藤武徳君、福岡知之君、太田淳夫君、上田耕一郎君、柳澤錬造君の順で質疑を行います。

次に、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び肉用子牛生産安定等特別措置法案の趣旨説明でございます。まず、日程に追加して提出者の趣旨説明を求め、宮澤大蔵大臣から趣旨説明があり、これに対し、村沢牧君、及川順郎君の順で質疑を行います。

本日の議事は以上でございますが、理事会の御協議によりまして税制改革法案外六法案に対する二

人目の福岡知之君の質疑終了後一たん休憩いたします。所要時間は、休憩前が約二時間十分、再開後が約三時間の見込みでございます。

○委員長(嶋崎均君) ただいまの事務総長説明のとおり、本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり)
○委員長(嶋崎均君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。
午前九時四十九分休憩
〔休憩後開会に至らなかった〕

(参照)
原子力委員会委員の任命同意に関する件外七件
原子力委員会委員 向坊 隆君
公平取引委員会委員 宇賀 道郎君
公害健康被害補償不服審査委員会 太田 壽郎君
山本 秀夫君
中澤 幸一君
同 健三君
同 健一君
同 健二君
同 健三君
同 健四君
同 健五君
同 健六君
同 健七君
同 健八君
同 健九君
同 健十君
同 健十一君
同 健十二君
同 健十三君
同 健十四君
同 健十五君
同 健十六君
同 健十七君
同 健十八君
同 健十九君
同 健二十君
同 健二十一君
同 健二十二君
同 健二十三君
同 健二十四君
同 健二十五君
同 健二十六君
同 健二十七君
同 健二十八君
同 健二十九君
同 健三十君
同 健三十一君
同 健三十二君
同 健三十三君
同 健三十四君
同 健三十五君
同 健三十六君
同 健三十七君
同 健三十八君
同 健三十九君
同 健四十君
同 健四十一君
同 健四十二君
同 健四十三君
同 健四十四君
同 健四十五君
同 健四十六君
同 健四十七君
同 健四十八君
同 健四十九君
同 健五十君
同 健五十一君
同 健五十二君
同 健五十三君
同 健五十四君
同 健五十五君
同 健五十六君
同 健五十七君
同 健五十八君
同 健五十九君
同 健六十君
同 健六十一君
同 健六十二君
同 健六十三君
同 健六十四君
同 健六十五君
同 健六十六君
同 健六十七君
同 健六十八君
同 健六十九君
同 健七十君
同 健七十一君
同 健七十二君
同 健七十三君
同 健七十四君
同 健七十五君
同 健七十六君
同 健七十七君
同 健七十八君
同 健七十九君
同 健八十君
同 健八十一君
同 健八十二君
同 健八十三君
同 健八十四君
同 健八十五君
同 健八十六君
同 健八十七君
同 健八十八君
同 健八十九君
同 健九十君
同 健九十一君
同 健九十二君
同 健九十三君
同 健九十四君
同 健九十五君
同 健九十六君
同 健九十七君
同 健九十八君
同 健九十九君
同 健百君

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 院外証人尋問
1 各議院は、疾病その他の理由により証人として議院に出席することが困難な場合であつて、議案その他の審査又は国政に関する調査のため証言を求めるときに

限り、証人として議院外の指定する場所に出頭すべき旨の要求をし、又は証人としてその現在場所において証言すべき旨の要求をすることができること。(第一条の第二項関係)

2 前記1の場合には、各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会の決定に基づき、その指名する二人以上の議員又は委員を派遣し、証人に証言を求めるとすること。(第一条の第二項関係)

第二 尋問事項等の通知

1 各議院は、証人として出頭すべき日又は証言すべき日の五日(外国にある者については、十日)前までに、証人に対してその旨を通知するものとする。ただし、特別の事情がある場合において証人の同意があるときは、この限りでないこと。(第一条の第三項関係)

2 各議院は、前記1の通知をする場合には、証言を求め事項及び正当の理由がなくて出頭しないとき又は正当の理由がなくて現在場所において証言すべき旨の要求を拒んだときは刑罰に処せられる旨を併せて通知するものとする。 (第一条の第三項関係)

3 各議院は、証人として書類の提出を求めるときは、次に掲げる事項を通知するものとする。 (第一条の第三項関係)

(一) 後記第五1の者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのあるときは、書類の提出を拒むことができること。

(二) 後記第五2の者が業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、書類の提出を拒むことができること。

(三) 正当の理由がなくて書類を提出しないときは刑罰に処せられること。

第三 補佐人

1 証人は、各議院の議長若しくは委員長又は両議院の合同審査会の会長の許可を得て、補佐人を選任することができること。(第一条

の四第一項関係)

2 補佐人は、弁護士のうちから選任するようにするものとする。 (第一条の四第二項関係)

第四 証言拒絶権等の告知

証人には、宣誓前に、次に掲げる事項を告げなければならないこと。(第一条の五第一項関係)

(一) 後記第五1の者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのあるときは、宣誓又は証言を拒むことができること。

(二) 後記第五2の者が業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、宣誓又は証言を拒むことができること。

(三) 正当の理由がなくて宣誓又は証言を拒んだときは刑罰に処せられること。

(四) 虚偽の陳述をしたときは刑罰に処せられること。

第五 証言拒絶権等

1 証人は、自己又は次に掲げる者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのあるときは、宣誓、証言又は書類の提出を拒むことができること。(第四条第一項関係)

(一) 自己の配偶者、三親等内の血族若しくは二親等内の姻族又は自己とこれらの親族関係があつた者

(二) 自己の後見人、後見監督人又は保佐人とする者

(三) 自己の後見人、後見監督人又は保佐人とする者
2 医師、歯科医師、助産婦、看護婦、弁護士(外国法事務弁護士を含む)、弁理士、公証人、宗教の職にある者又はこれらの職にあつた者は、業務上委託を受けたため知り得た事

実で他人の秘密に関するものについては、宣誓、証言又は書類の提出を拒むことができること。ただし、本人が承諾した場合は、この限りでないこと。(第四条第二項関係)

3 証人は、宣誓、証言又は書類の提出を拒むときは、その事由を示さなければならないこと。(第四条第三項関係)

第六 尋問事項の制限

各議院の議長若しくは委員長又は両議院の合同審査会の会長は、議員又は委員の証人に対する尋問が、証言を求め事項と無関係な尋問、威嚇的又は侮辱的な尋問その他適切でない尋問と認めるときは、これを制限することができること。(第五条の二関係)

第七 尋問中の撮影の禁止

委員会又は両議院の合同審査会における証人に対する尋問中の撮影については、これを許可しないこと。(第五条の三関係)

第八 証人等の被害についての給付

国は、証人として出頭し、証言し、若しくは書類を提出したこと等により、証人又はその配偶者等が他人からその身体又は生命に害を加えられた場合には、被害者その他の者に對し、証人等の被害についての給付に関する法律の規定の例により、給付を行うこと。(第五条の四関係)

第九 告発要件の加重
委員会又は両議院の合同審査会が偽証罪等の告発をするには、出席委員の三分の二以上の多数による議決を要すること。(第八条第二項関係)

第十 証人等に対する威迫等の行為の処罰
証人又はその親族に対し、証人の出頭、証言又は書類の提出に関し、正当の理由がなくて、面会を強要し、又は威迫する言動をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処すること。(第九条関係)

第十一 その他
その他所要の規定の整備を行うこと。

第十二 施行期日
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。(附則第一項関係)

十一月二十一日(月)の議事予定
日程第一 国家公務員等の任命に関する件(同意)

原子力委員会委員 向坊 隆君
公正取引委員会委員 宇賀 道郎君
公害健康被害補償不服審査会委員 太田 壽郎君

同 山本 秀夫君
同 山本 健三君
同 中澤 幸一君
同 隅 健三君

同 社会保険審査会委員 神谷 健一君
同 運輸審議会委員 山田 正美君
同 電波監理審議会委員 荒尾 正浩君
同 労働保険審査会委員 胡子 英幸君
同 地方財政審議会委員 木下 和夫君

同 皆川 迪夫君
同 山本 成美君
(緊急上程予定)

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

同 税制改革法案、所得税法等の一部を改正する法律案、消費税法案、地方税法の一部を改正する法律案、消費譲与税法案及び地方交付税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

同 趣旨説明 宮澤大蔵大臣
同 梶山自治大臣

同 質 疑 加藤 武徳君(自) 三〇分
同 福岡 知之君(社) 三〇分
同 太田 淳夫君(公) 二〇分
同 上田耕一郎君(共) 一五分
同 柳澤 鍊造君(民) 一五分

同 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び肉用子牛生産安定等特別措置法案(趣旨説明)

趣旨説明 佐藤農林水産大臣
質 疑 村沢 牧君(社) 一五分
及川 順郎君(公) 一〇分

十一月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「出頭」の下に「及び証言」を加え、同条の次に次の四条を加える。

第一条の二 各議院は、疾病その他の理由により証人として議院に出頭することが困難な場合であつて、議案その他の審査又は国政に関する調査のため証言を求めることが特に必要となしに限り、証人として議院外の指定する場所に出頭すべき旨の要求をし、又は証人としてその現在場所において証言すべき旨の要求をすることが出来る。

前項の場合には、各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会の決定に基づき、その指名する二人以上の議員又は委員(以下「派遣議員等」という。)を派遣し、証人に証言を求めめるものとする。

第一条の三 各議院は、証人として出頭すべき旨の要求をするときは、出頭すべき日(証人としてその現在場所において証言すべき旨の要求をするときは、証言すべき日)の五日(外国にある者については、十日)前までに、証人に対してその旨を通知するものとする。ただし、特別の事情がある場合において証人の同意があるとき

きは、この限りでない。

各議院は、前項の通知をする場合には、具体的に記載された証言を求め事項及び正当の理由がなく出頭しないときは刑罰に処せられる旨(証人としてその現在場所において証言すべき旨の要求をする場合には、正当の理由がなくその要求を拒んだときは刑罰に処せられる旨)を併せて通知するものとする。

各議院は、証人として書類の提出を求めるときは、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 第四条第一項に規定する者が刑事訴訟を受け、又は有罪判決を受けるおそれのあるときは、書類の提出を拒むことができること。

二 第四条第二項本文に規定する者が業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、書類の提出を拒むことができること。

三 正当の理由がなく書類を提出しないときは刑罰に処せられること。

第一条の四 証人は、各議院の議長若しくは委員長又は両議院の合同審査会の会長の許可を得て、補佐人を選任することができる。

補佐人は、弁護士のうちから選任するようにするものとする。

補佐人は、証人の求めに応じ、宣誓及び証言の拒絶に関する事項に關し、助言することができる。

第一条の五 証人には、宣誓前に、次に掲げる事項を告げなければならない。

一 第四条第一項に規定する者が刑事訴訟を受け、又は有罪判決を受けるおそれのあるときは、宣誓又は証言を拒むことができること。

二 第四条第二項本文に規定する者が業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、宣誓又は証言を拒むことができること。

三 正当の理由がなく宣誓又は証言を拒んだときは刑罰に処せられること。

四 虚偽の陳述をしたときは刑罰に処せられること。

こと。

第二条中「各議院の議長若しくは委員長又は両議院の合同審査会の会長が出頭した証人に証言を求めるとき」を「各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会が証人に証言を求めるとき(派遣議員等を派遣して証言を求めるときを含む。)」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 証人は、自己又は次に掲げる者が刑事訴訟を受け、又は有罪判決を受けるおそれのあるときは、宣誓、証言又は書類の提出を拒むことができる。

一 自己の配偶者、三親等内の血族若しくは二親等内の姻族又は自己とこれらの親族関係があつた者

二 自己の後見人、後見監督人又は保佐人とする者

三 自己を後見人、後見監督人又は保佐人とする者

医師、歯科医師、助産婦、看護婦、弁護士(外国法事務弁護士を含む)、弁理士、公証人、宗教の職にある者又はこれらの職にあつた者は、業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、宣誓、証言又は書類の提出を拒むことができる。ただし、本人が承諾した場合は、この限りでない。

証人は、宣誓、証言又は書類の提出を拒むときは、その事由を示さなければならない。

第五条第一項中「出頭した証人が公務員」を「証人が公務員(國務大臣、内閣官房副長官及び公務次官以外の国会議員を除く。以下同じ。)」に改め、「(國務大臣以外の国会議員を除く。)」を削り、同条の次に次の三条を加える。

第五条の二 各議院の議長若しくは委員長又は両議院の合同審査会の会長は、議員又は委員の証人に対する尋問が、証言を求め事項と無関係な尋問、威嚇的又は侮辱的な尋問その他適切でない尋問と認めるときは、これを制限することができる。

第五条の三 委員会又は両議院の合同審査会における証人に対する尋問中の撮影については、これを許可しない。

第五条の四 国は、証人として出頭し、証言し、若しくは書類を提出し、又は証人として出頭しようとし、証言しようとし、若しくは書類を提出しようとしたことにより、当該証人又はその配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、直系血族若しくは同居の親族が、他人からその身体又は生命に害を加えられた場合における被害者その他の者に対し、証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第九号)の規定の例により、給付を行う。この場合において、同法第六条中「政令で定める」とあるのは「両議院の議長が協議して定めるところによる」と、同法第九条第一項中「法務大臣」とあるのは「各議院の議長」とする。

第七条第一項中「出頭せず」の下に「、現在場所において証言すべきこと」の要求を拒み「を加え、「又は出頭した証人」を「、又は証人に、「拒むだ」を「拒んだ」に、「一万円」を「十万円」に改める。

第八条に次の一項を加える。

委員会又は両議院の合同審査会が前項の規定により告発するには、出席委員の三分の二以上の多数による議決を要する。

第八条の次に次の一条を加える。

第九条 証人又はその親族に対し、当該証人の出頭、証言又は書類の提出に關し、正当の理由がなく、面会を強要し、又は威迫する言動をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

附則 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(経過措置) 2 この法律による改正後の議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の規定は、この法

律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出頭及び証言又は書類の提出を求められた証人に係る議案その他の審査又は国政に関する調査について適用し、施行日前に出頭又は書類の提出を求められた証人に係る議案その他の審査又は国政に関する調査については、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第百六条中「参考人の出頭を求めた」を「参考人が出頭し、又は陳述した」に改める。
(議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部改正)

5 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「その院の要求により証人として出頭した」を「証人として出頭し、又は陳述した」に改める。

第四条第二項中「各議院に出頭し」を「出頭し、若しくは陳述し」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 公聴会に出頭した利害関係者又は学識経験者等、委員会、参議院の調査会又は政治倫理審査会に出頭した参考人及び証人の補佐人には、前五条の規定の例により旅費及び日当を支給する。

十一月十七日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)

一、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

昭和六十三年十一月二十五日印刷

昭和六十三年十一月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K